

入札参加にあたっての注意喚起

入札参加にあたっては、名古屋市競争入札参加者手引の定めを遵守するとともに、次のことにご注意いただきますようお願いします。

1 入札金額の積算について

- 入札金額の積算にあたっては、自社で適切に積算を行ってください。
- 予定価格を事前公表した入札の場合は、積算内訳書を作成し提出してください。

2 入札についての情報交換について

- 自己と同一の入札に参加可能な他の事業者に、積算内訳書の作成を依頼することは、入札への参加表明や入札価格に関する情報交換につながり得る行為であり、独占禁止法等違反となる恐れがあります。
- 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問い合わせをしてはなりません。

その他、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについては、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日公正取引委員会）を参考にしてください。

<公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針>

http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/kokyonyusatsu.html